

議 員 処 遇 の あ り 方

令和 2 年 1 0 月

精 華 町 議 会

目 次

1	はじめに	1
2	議会活動の範囲・職責	2
3	議員活動の範囲・職責	3
4	議員報酬の性格	5
5	議会活動・議員活動の実態と町長との比較	6
6	待遇の比較と政務活動費	8
7	正副委員長の活動の現状	10
8	精華町民の生活実態	11
9	将来を見据えた議員の待遇	11
10	議会・議員の課題	12
11	まとめ	13

1 はじめに

精華町議会は、「住民に開かれた議会」「住民参加を推進する議会」をめざし、さまざまな制度を導入するなどして議会の活性化を進めているが、一方で、新たな議員のなり手不足にも危機感を抱いている。

なり手不足の原因のひとつとして、年金制度の廃止や議員報酬の低さともいわれている。

議員報酬は、町村の財政状況や住民の所得水準等を総合的に勘案した検討が求められている。精華町議会は、議員の議会活動の範囲と公務性を確認し、議員の算出した活動日数を参考に平成28年10月「議員報酬のあり方」として提出した。

そして、18年ぶりに議員報酬を改定し、加えて社会情勢や経済情勢または本町の行政状況に対応するよう「通年議会制」を本格的に導入した。新人・ベテランを問わず、年々議員活動が多忙化してきている状況において、議会のリーダーシップが今まで以上に必要となることから、議員活動に必要な議員報酬・政務活動費などを見直す必要があると考え検討を行った。

検討方法として、前回の調査方法と同様に、議員の活動を領域A・領域B・領域C・領域Xで調査した。

2 議会活動の範囲・職責

領域 A・領域 B

議会活動の核となるのは、自治体の意思決定としての機能であり、活動範囲は、「本会議・委員会」及び「協議または調整の場」である。

本会議の「議会活動」（いわゆる領域 A）の範囲は、

- ① 本会議
- ② 常任委員会
- ③ 特別委員会
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣
- ⑥ 委員の派遣（現地調査、行政視察など）

「法定外会議、研修会等」（いわゆる領域 B）の範囲は、

- ⑦ 全員協議会
- ⑧ 会派代表者会議
- ⑨ 正副委員長の打ち合わせ会議
- ⑩ 町議会主催の研修会
- ⑪ 議会報告会・町民との意見交換会
- ⑫ 議会への請願・陳情等の申し入れを受ける会議
- ⑬ 他市町村議会などの視察受入れ

などである。

これらの議会活動は、地方自治法の規定に基づくもの、会議規則などに基づくもの、議会基本条例に基づくものなど、議会活動に位置づけられるものである。

また、議会基本条例第 3 条には、以下の 4 つの活動原則を明記している。

- (1) 住民から直接選挙された代表者であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重視し、町民参加を不断に追求する開かれた議会をめざすこと。

- (2) 議会の運営については、「開かれた議会」の実現に向け、常に見直しを図ること。
- (3) 町民が、議会を傍聴し、町政に参画する意欲が高まる議会運営に努めること。
- (4) 町長との緊張関係のもと、監視機能を果たすとともに、議員相互の自由討議などを用いて、政策立案・提言を積極的に行うこと。

さらに、第7条町民との関係、第8条の議会報告会、第9条に町長等との関係、第16条に議員研修の充実・強化、第17条に広報など、義務的活動ではないものの、「開かれた議会」をめざす取り組みとしての責務を定め、それぞれ担当議員において精力的に取り組んでいる。

なお、本議会が「基本条例」で掲げた「開かれた議会」の4本柱は、「町民参加・町民との協働」「情報公開・説明責任」「議会機能の発揮」「政策提言・提案」である

3 議員活動の範囲・職責

領域C・領域X

次に、議会活動ではないものの、それを支え付随する「議員活動」がある。

議会基本条例第4条に、議員としての活動原則として、次の3つを規定している。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、自由討議の推進を重んじること。
- (2) 個別的に、地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上をめざして活動すること。
- (3) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、不断の研鑽によって自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をする事。

さらに、第5条に防災活動、第6条に会派活動、第13条4項に議会の統一した意思決定への努力、第14条に政務活動費、第21条に政治倫理、第23条に条例理念の尊重と実現努力などが規定されており、時代に即して見直しながらそれぞれの項目を具体化してきた。

また、全国的に問題化している「政務活動費」の領収書添付義務は1円からであり、警報発令時の会派代表の参集や安否確認・待機なども繰り返し実践してきた。

しかし、議員が行う活動だからといって、すべてに公務性が認められるわけではない。観光的要素の濃い視察が「観光振興の研修」「交通機関の充実のための研修」とは言えないのは、明白である。また、政党活動・後援会活動は、議員活動ではあるが、議員報酬を考える際に、公務性は認められない。

従って、議員の活動分野をどこで区別するかに関しては、「公務性の有無」で判断することが適切だと認定した。

「領域A」及び「領域B」に付随する議員活動（いわゆる領域C）として、次のようなものがある。

議案の熟読、請願の紹介、一般質問の事前調査・作成、議員個人としての視察、代表質問の調査・作成、意見書案の作成・調整、管内・管外研修の事前準備・報告書作成など。

この領域Cの活動は、領域A・Bを成立させるために欠かせない活動であり、公務性が認められると認識している。

さらに、それ以外の活動として「領域X」（例として、要望の取り次ぎ、住民の生活相談、議員個人の広報活動、冠婚葬祭など）がある。内容によっては、町政の政策提言などにつながるものとそうでないものが混在する。

ここでは、議員報酬の対象としての議員活動を定義することに主目的がある。そこで、公務員に求められる「全体の奉仕者」の範囲として妥当か否かを判断基準とした。

検討を重ねた結果、次の2つの領域を公務性があると認定することとした。

ひとつは「町の主催・共催行事への出席」、もうひとつは「町主催行事ではないが、町長が公務として出席する行事」（例えば、民間企業主催の記念式典など）である。

ただし、どちらも住民として出席する場合は除く。

4 議員報酬の性格

単に「報酬」とすれば、「役務への対価」であり、その実績や価値により変動する。

法律的には、平成20年の地方自治法改正で、それまでの「非常勤の職員報酬」条項から分離し、異なる条文に位置づけられた。同時に「議員の報酬」という名称が付けられ、非常勤との差を明確にされた。「労働の単価」と位置づけることが妥当であるとのことである。

議員活動の成果物は具体的係数的に評価・証明することは困難であるという性格を有する。実態としては、府県議会議員や政令市議会議員の議員報酬は高く設定されており、その地域での一般的な生活水準を維持できる程度である。

一方、小規模市議会や町村議会議員の議員報酬は全体的に低く、別に本業がある又は生活可能な年金収入がなければ、その地域での一般的な生活水準を維持できない程度のところが多い。

また、地方議会は全国のどこに存在していても、同じような地方自治を実現することが求められる。その自治体の財政規模や財政力の優劣に左右されることは本来あってはならない。

5 議会活動・議員活動の実態と町長との比較

議員報酬を考える場合、報酬の額を検討する方法としてはいくつかあり、「日当方式」「実績評価方式（成果主義）」「比較方式（類似団体比較）」「原価方式」が想定できる。

「日当方式」（1回あたりの単価に出席に数を乗じる）は、領域C・Xを除外することとなり、実態とかけ離れた結果になる。

「実績評価方式」（個人の議員が立てた目標の到達度は評価する）の第三者による客観的評価は、事実上不可能である。

「比較方式」は、人口規模や産業構造が類似している自治体・議会の実態と比較する方式だが、根本的に比較対象の議員報酬が正しいことを前提としている弱点があること、議会・議員活動の実態も類似かどうかの検証ができない。

このような理由により、全国町村議会議長政策審議会「議員報酬のあり方について」の考え方並びに、いくつかの自治体議会での検討の際に採用されている「原価方式」により検討することとした。

平成28年10月の地方議会（町村議会）における「議員報酬のあり方」にて報告した議員の活動報告と令和2年度の活動報告を比較する。

その結果は、次のようになった。

領域A・Bは、会議録など事務局資料（資料：令和元年度 議員活動 所要時間調査及び単純集計）による。

領域C・Xは、議員に依頼した18人中17人の協力を得た平均値（議長は意図的に除き、一般議員の活動時間とした）。

○ 領域Aは、

平成28年

年間169時間（本会議79、委員会等90）

令和2年

年間 206 時間（本会議・委員会等）

○ 領域 B は、

平成 28 年

年間 64 時間（全員協議会等：64）

令和 2 年

年間 68 時間（代表者会議・意見交換会など）

○ 領域 C は、

平成 28 年

年間 758 時間（アンケート回答：63.2 h / 月 × 12 月）

令和 2 年

年間 561 時間（アンケート回答：46.7 h / 月 × 12 月）

○ 領域 X は、

平成 28 年

年間 371 時間（アンケート回答：30.9 h / 月 × 12 月）

令和 2 年

年間 112 時間（アンケート回答：9.34 h / 月 × 12 月）

であり、総計として 1 人当りの議員が公務性のある活動に費やしている総活動量は、平成 28 年は年間 1,361 時間・令和 2 年は年間 947 時間となる。

1 日当り 8 時間勤務とし総活動量を換算すると、平成 28 年は年間 170 日間・令和元年は年間 118 日間、公務性のある活動に従事したこととなる。

本町の町長の年間公務従事日数を平成 28 年 350 日・令和 2 年 231 日と想定し、議員の公務性のある活動日数を比較すると、
計算式 $118 \div 231 = 0.510 \dots$

これは、率に換算すると 51.0% に相当する。

すなわち、町長給与 82 万 5000 円に対して、最大約 420,750 円になる。

町政の最高責任者である町長と、町議会議員とを単純比較する

ことに異論が出てくることも想定される。

しかし、全国町村議会議長会（町村議会モデル）は町長を基準とし、町長との比較は重要であるとしている。議員とともに直接選挙される「公選職」という意味とともに、町長の給料は、間接的であれ当該自治体の給料と（執行機関の職員給料を媒介して）連動している。全国町村議会議長会は、議会活動日数と比較して、その割合に町長の給料月額を乗じて議員報酬を割り出している。

6 待遇の比較と政務活動費

待遇面において町長と議員とには、大きな違いが多岐にわたっている。

町長は給与であり、地域手当・退職金の支給や共済制度への加入による負担減と受給増、出張旅費の上制限無しなどがある。

一方、議員に支給できるのは、「議員報酬」、「費用弁償」、「期末手当」、「政務活動費」の4種類に限定される。

また、視察に伴う費用弁償（出張旅費）と政務活動費は、実績相当の支給であり、その用途は厳しく制限されている。つまり、純粋に議員が自由に使えるものは、議員報酬と期末手当だけである。

前述のように、町長と議員の待遇の違いから、町長給与と議員報酬だけを単純に比較することは、必ずしも適切ではないが、権限や責務の違いとして考えれば、最も近似値と想定できる同じ公選職の地位にある最も身近な存在だからである。

政務活動費や研修の費用弁償では支給されない、つまり議員報酬の中からの経済的負担として、ICT関連経費（プロバイダーなど）・各種情報収集のための業界紙などの定期購読経費・個々の議員が関心を寄せる各種研修会経費（参加費・旅費・宿泊費など）、被災地支援のボランティア活動経費などがある。一部は、政務活

動費の運用基準を見直すことで充当可能だが、議員1人当り月額7,000円（町村議会の平均約9,465円）と政務活動費の額が少なく、これらの支出をまかなうには不足している。

政務活動費の前身の政務調査費が条例で交付されるようになったのは2000年である。

政務調査費とは、地方自治法第100条14項の規定に基づき「議会の議員の調査研究するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」ものである。その政務調査費の対象となる経費は、議員活動の中で役務の提供ではない活動、いわゆる会議や委員会という役務に付随する活動であると言える。言い換えれば、議員報酬が役務の提供に対する対価であるのに対し、政務調査費はいわゆる民間でいう必要経費にあたるものといえる。

政務活動費を考える際に難しいことは、その交付条例が制定されていない自治体もあるし、制定されていても政務活動費の額に大きな格差がある。（上限30,000円～1,000円）

議員活動を検討する中で、会議や委員会に付随する活動、一般質問に係る調査研究、視察などの活動（領域C）等を調査研究活動と捉え、公務性のある議員活動として確認したところである。議員報酬の交付対象となる「調査研究それ自体の行為」と政務活動費の支給対象となる「調査研究の手段として必要な行為（交通手段の確保や資料の購入）」と考えられる。

条例、予算・決算など地域経営の重要な権限は議会にある。その役割を担うには監視・政策提言機能の強化が不可欠であり、それを作動させる道具のひとつが政務活動費である。使い勝手が悪いという声におされて対象範囲が広がっている。また、事務量増大を招く政務活動費を削減し、報酬に政務活動費を組み込んでいる自治体議会もあるのも事実である。

7 正副委員長の活動の現状

議員報酬は、すでに検討したように個人別の格差を想定しているわけではない。そうした発想から報酬額を算定すれば、会議など表（おもて）に現れる活動のみが算定基準となる個人の報酬の発想とは異なり、議会のリーダーに特別の報酬とすることは必要である。役割の相違によって報酬額の差異も必要である。

議会を動かすには、議長のリーダーシップが今まで以上に重要となっている。議会運営では実質的に委員会が重要な役割を果たさなければならず、委員長は今まで以上の活動が期待される。

また、議長、委員長はそれぞれ副議長や副委員長とともに活動している。そこで、議長、委員長、さらに副議長や副委員長の役割を考慮して報酬額を検討する必要がある。

議会運営では、議長と委員長のリーダーシップ、議長と副議長との調整、委員長と副委員長との調整、さらには議長・副議長、委員長・副委員長との間の調整が重要となっている。そのためにはその条件整備（資料：正副委員長の固有任務）が重要である。それらの役割に応じて議員報酬を加算することも必要であり、活動量や今後の期待値を考慮して算出することとなる。

議長・副議長・委員長と同様に副委員長の報酬も加算を検討する必要がある。

そこで参考までに、委員長・副委員長の報酬及び活動実績を確認するうえで、領域A（本会議・委員会など）領域B（代表者会議・意見交換会など）領域C（（1）本会議に付随する活動（2）委員会に付随する活動（2）－5 役職活動）を集計した。

委員長の年間活動時間	7 2 4 . 5 9 H	報酬は 2 9 7 , 0 0 0 円
副委員長	6 3 0 . 9 7 H	報酬は 2 8 7 , 0 0 0 円
一般議員	5 9 8 . 1 9 H	報酬は 2 8 7 , 0 0 0 円

8 精華町民の生活実態

本議会の議員は「精華町の議員」であり、精華町民の生活実態を無視して存在しえない。地元である京都府の数値として、平成29年度の賃金構造基本統計調査の都道府県別統計（資料：都道府県別第1表）によると（10人以上の企業）

平均年齢 42.6歳に相当する月額給与は36万5,600円である。

9 将来を見据えた議員の待遇

昨年春に実施された「統一地方選挙」では、無投票当選となった選挙区が、急増した。その理由のすべてが議員報酬の低さとは言えないものの、ひとつの大きな要因となっていることは間違いない。また、選挙費用の公費負担割合が町村選挙の場合は低く、誰もが容易に立候補できる条件に乏しい実態がある。

山梨学院大学の江藤教授も「議員報酬は、現在の議員のためだけでなく、多くの多様な住民が将来議員になりやすく、また議員活動をしやすくする条件である。持続的な地域民主主義の条件として考える必要がある」と指摘している。

もちろん、地方議会の中心的意義は代議制であり、その時々々の住民の率直な民意を反映させる要素は大切である。しかし、諸外国に比べ、日本の市町村は、多岐にわたる行政サービスを提供しており、広範な施策・事務事業に精通し、行政施策を多面的に評価・分析しつつ新たな施策提言を担う議会の構成員としての能力や役割も求められる。

本町を含む町村議会の場合、議会事務局の体制も弱く、多くの所は2人ないし3人体制で、議事や庶務に追われ、「調査・法務など」の業務は皆無に等しい。そして当面の間、市議会並みに事務

局体制を充実させることは困難である。つまり、市議会では事務局のサポートが期待できる「調査・法務など」業務も、議員自身が担わなくてはならない現状がある。この点も、改善が求められる。

町長部局など多数の職員に支えられた町長に対して、二元代表制のもう一方である議会が、監視機能や政策提言機能を十分に果たし、その地域の「住民自治」を実現し、住民の福祉向上に貢献するためには、それを担える能力やノウハウを養う必要がある。

また、社会全体の年齢構成が変化する中、壮年期から高齢期の議員が多くを占めている現状があり、若年層からも議員が誕生することが強く望まれる。

そのためにも、議員報酬以外で生計を維持できる特定の層だけでなく、多様な層の町民が安心して議員選挙に出られるような一定の議員報酬が必要である。

10 議会・議員の課題

今後の課題として、現在認識している具体例として

- ① 現在、事務事業評価を施策評価に発展させるとともに、政策サイクルを確立すること。
- ② 各委員会においても、所管事務調査の活性化とあわせて施策提案につなげていくこと。
- ③ 議会報告会・意見交換会の対象者や運営方法を改善し、昼間交流人口など、有権者以外も含む町民の参画を進めること。
- ④ 研修の体系化のなどで議員個人や全体としての資質を高め、能動的な議会運営を担える主体を太く大きくすること。
- ⑤ 議会だより・ホームページの改善・SNSの活用で、住民への情報提供と説明責任をさらに果たせるようにすること。
- ⑥ 議会基本条例の特徴である「防災活動」をさらに具体化し、事

業継続計画（BCP）や復興計画への関与などを充実させること。

- ⑦すでに実施している通年議会において、点検と改善を進めること。

このように議員立法・政策提言や監視機能の更なる発揮、住民参加の促進など、本議会が取り組むべき課題は山積しており、自発的で積極的な取り組みが求められている。

1 1 まとめ

今般の報告にあたっては、議会活動・議員活動の実態把握からはじめ、それらの範囲や定義を確認したうえで、本議会・議員の実際の活動にふさわしい待遇は何かを考えてみた。

（1）議員報酬

議員報酬は活動の対価であるが、一定の生活水準が維持できる程度は必要であると考ええる。

（2）政務活動費

政務活動費とは、議員の調査研究に必要な経費として公布されるが、月額7000円の政務活動費では足りず、事実上、議員報酬の中から各議員が負担している現状がある。

（3）正副委員長の活動の現状

議員報酬は役割に応じて決められている。議長・副議長・委員長とともに活動をする副委員長も同様に副委員長の報酬も加算する必要があると考えることにより、正副委員長の「固有任務」（資料 正副委員長の固有任務）を確認したが、正副委員長の活動はP10記載の時間数となった。

今年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響で議員活動が一定の自粛をせざるを得なくなり、平成28年度との比較対象としては難しく、今後も引き続き固有任務の周知と調査検討をして

いくことが必要である。

(4) 議会活性化の評価

住民に寄り添った具体的かつ積極的な「開かれた議会」をめざして、「議会活性化・改革」の本格的かつ継続的な取り組みを進めてきた結果、平成29年3月には全国町村議会特別表彰を受賞した。

全国市町村議会からの視察受け入れが平成25年4件、平成27年10件、さらに平成29年35件と増加した。

令和2年6月10日には「地方から政治を変える取り組みを行う早稲田大学マニフェスト研究所」による全国の市町村議会への調査をもとに「議会改革度調査2019」の重点3部門の内、住民参画部門2位、議会機能強化部門24位、総合評価では19位となった。

これからも、住民に寄り添った具体的かつ積極的な「開かれた議会」をめざしての取り組みが必要と考えている。

都道府県別第1表 年齢階級別きまきまに支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

表頭分類: 都道府県, 産業計

表頭分類: 京都, 産業計

Main data table with columns for age groups, gender, and various income categories across different prefectures and industries.

都道府県別第1表 年齢階級別きまきまに支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

表頭分類: 京都, 産業計

Main data table with columns for age groups, gender, and various income categories across different prefectures and industries.

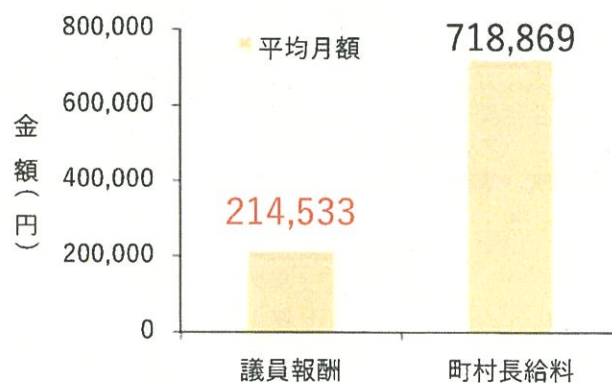
町村議会の現状と抱える課題

町村議員の定数と報酬

令和元年8月30日
全国町村議会議長会

- 平成30年7月1日現在の町村数は、**927町村**^{※1}（744町、183村）。
- 議員定数は11,138人、1町村あたりの平均は**12.0人**。
- 議員報酬月額全国平均は**214,533円**、町村長の給料は718,869円。

項目	数値
町村数	927町村
議員定数	11,138名
1町村あたりの平均定数	12.0名



※1 平成30年10月1日に福岡県那珂川町が市制施行したため、令和元年8月30日現在では926町村となっている。

※2 議員定数の最大は20名で4町村（北海道音更町・北海道幕別町・茨城県東海村・福岡県福智町）、最小は5名で1村（沖縄県北大東村）。

※3 議員報酬月額の最大は40万円（神奈川県葉山町）、最小は10万円（東京都御蔵島村）。

出典 全国町村議会議長会『第64回町村議会実態調査結果の概要』（平成30年7月1日時点）

町村議員の年齢と議員数

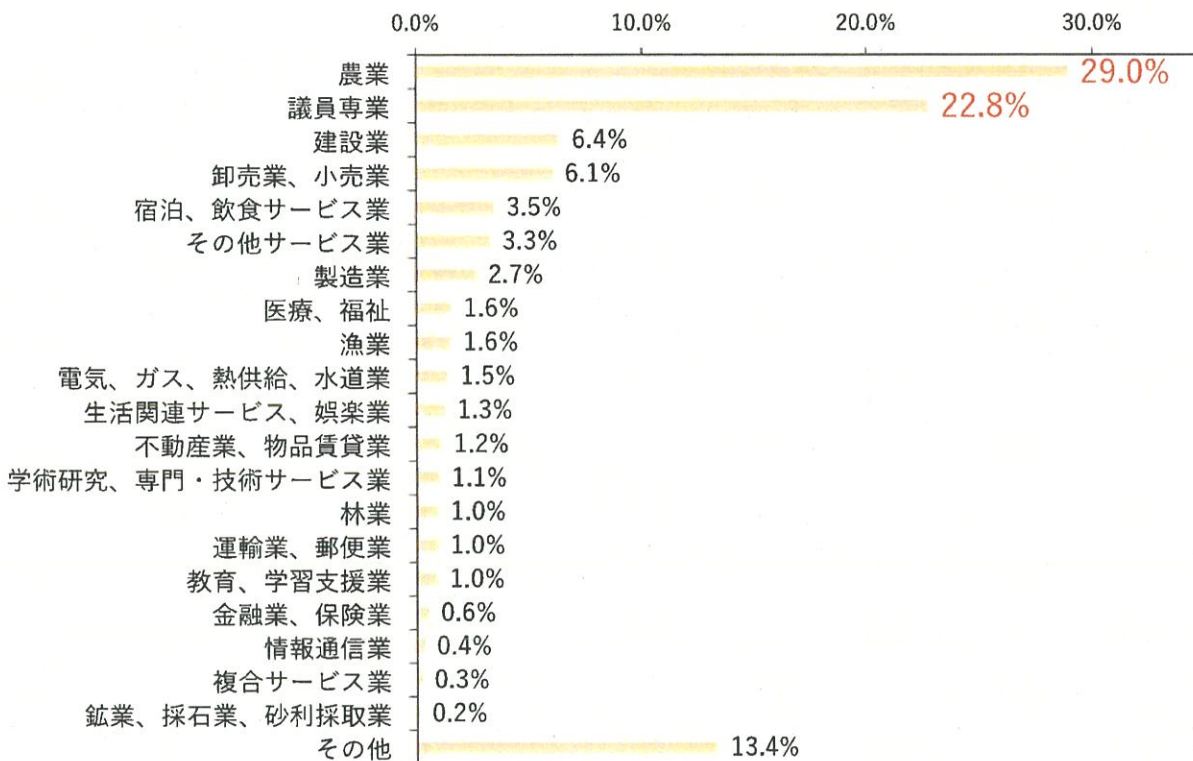
- 平均年齢は**64.2歳**。
- 60歳以上が全体の**約8割**。
- 全町村議員数は10,956名。
- 女性議員の割合は全体の**約1割**。

項目	人数	割合
60歳以上	8,442名	77.1%
60歳未満	2,514名	22.9%
合計	10,956名	100.0%

項目	人数	割合
男性	9,856名	90.0%
女性	1,100名	10.0%
合計	10,956名	100.0%

出典 全国町村議会議長会『第64回町村議会実態調査結果の概要』（平成30年7月1日時点）

町村議員の職業 割合



出典 全国町村議会議長会『第64回町村議会実態調査結果の概要』（平成30年7月1日時点）

町村議会の政務活動費

項目	数値	割合
交付している	189町村	20.4%
交付していない	738町村	79.6%
合計	927町村	100.0%
平均交付月額	9,465円	—

- 政務活動費を交付している町村は全体の約2割。
- 1人あたりの平均交付月額は9,465円。
- 全ての町村で収支報告書に領収書を添付。

出典
全国町村議会議長会
『第64回町村議会実態調査結果の概要』（平成30年7月1日時点）

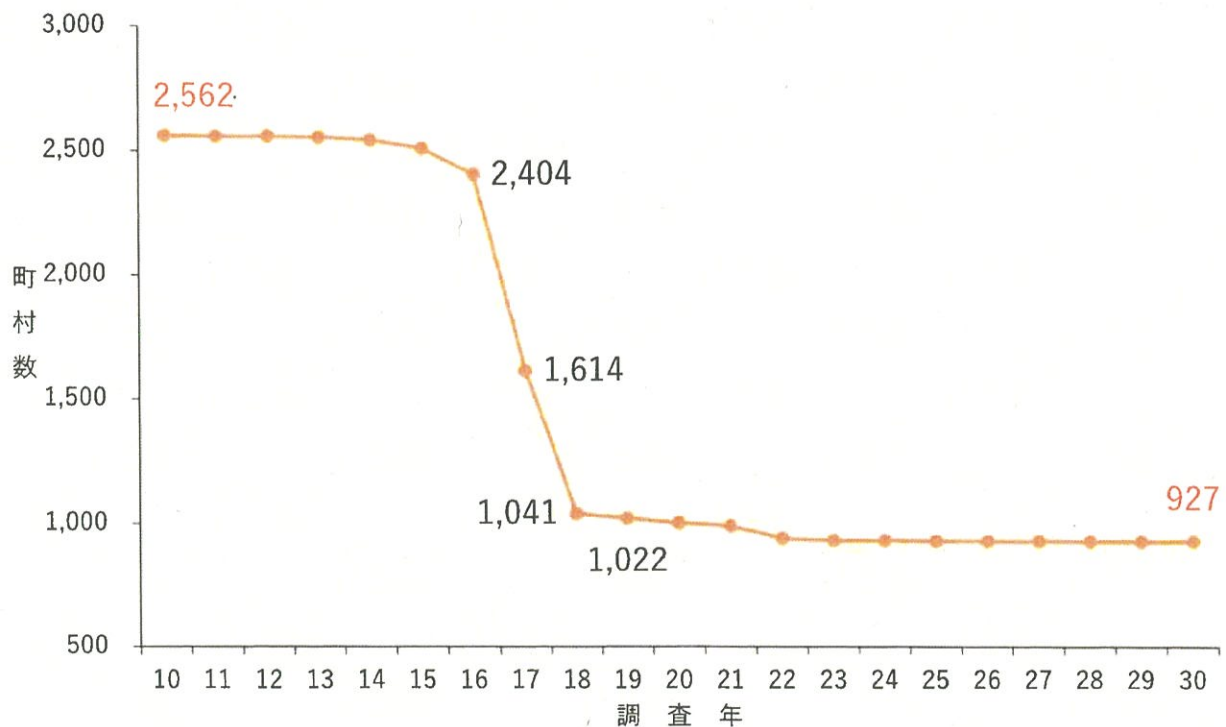
町村議会の事務局職員

事務局職員	人数
総数	2,353名
1 議会の平均	2.5名

- 議会事務局職員の現在数は2,353人で、1 議会あたり平均は**2.5人**。
- このうち兼任（議会に関する事務以外も職務としている職員）の職員は**1.6人**。

出典
 全国町村議会議長会
 『第64回町村議会実態調査結果の概要』（平成30年7月1日時点）

平成の大合併による影響① 町村数



出典 全国町村議会議長会『町村議会実態調査』（各年7月1日時点）

精華町議会議員報酬の推移 (町長等と職員初任給との比較)

年度 (平成)	(報酬)			(給与)			(初任給)		
	議長	副議長	議員	町長	副町長	教育長	天学卒	短大卒	高校卒
元年	215,000 (町長比) 37.39% (大卒比) 171.73%	165,000 28.70% 131.79%	145,000 25.22% 115.81%	575,000	495,000	445,000	125,200	116,700	108,800
2年	250,000 (町長比) 38.46% (大卒比) 191.57%	190,000 29.23% 145.59%	170,000 26.15% 130.27%	650,000	550,000	500,000	130,500	121,700	113,500 【前年度比：↑(UP)】
3年	300,000 (町長比) 40.00% (大卒比) 187.15%	230,000 30.67% 143.48%	210,000 28.00% 131.00%	750,000	630,000	550,000	141,200	130,800	121,200 【前年度比：↑(UP)】
4年	320,000 (町長比) 41.03% (大卒比) 186.59%	240,000 30.77% 139.94%	220,000 28.21% 128.28%	780,000	660,000	580,000	160,300	144,900	133,800 【前年度比：↑(UP)】
5年	330,000 (町長比) 41.25% (大卒比) 187.93%	250,000 31.25% 142.37%	230,000 28.75% 130.98%	800,000	680,000	600,000	167,800	152,300	141,000 【前年度比：↑(UP)】
6年	345,000 (町長比) 41.82% (大卒比) 188.22%	260,000 31.52% 144.61%	240,000 29.09% 133.48%	825,000	705,000	625,000	171,500	155,600	144,200 【前年度比：↑(UP)】
7年	359,000 (町長比) 43.52% (大卒比) 194.26%	285,000 34.55% 154.22%	263,500 31.94% 142.59%	825,000	705,000	625,000	173,700	157,400	145,900 【前年度比：↑(UP)】
8年	359,000 (町長比) 43.52% (大卒比) 193.22%	285,000 34.55% 153.39%	263,500 31.94% 141.82%	825,000	705,000	625,000	175,600	159,000	147,400 【前年度比：↑(UP)】
9年	373,000 (町長比) 45.21% (大卒比) 199.25%	310,000 37.58% 165.60%	287,000 34.79% 153.31%	825,000	705,000	625,000	177,700	160,700	148,900 【前年度比：↑(UP)】
10年	373,000 (町長比) 45.21% (大卒比) 197.67%	310,000 37.58% 164.28%	287,000 34.79% 152.09%	825,000	705,000	625,000	179,800	162,500	150,500 【前年度比：↑(UP)】
11年							181,100	163,800	151,600 【前年度比：↑(UP)】
12年							181,400	163,800	151,800 【前年度比：↑(UP)】
13年							181,400	163,800	151,800 【前年度比：→(変わらず)】
14年							181,400	163,800	151,800 【前年度比：→(変わらず)】
15年							178,400	161,000	149,200 【前年度比：↓(DOWN)】
16年							177,400	160,200	148,500 【前年度比：↓(DOWN)】
17年							177,400	160,200	148,500 【前年度比：→(変わらず)】
18年							176,800	159,700	148,000 【前年度比：↓(DOWN)】
19年							176,800	159,700	148,000 【前年度比：→(変わらず)】
20年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：↑(UP)】
21年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：→(変わらず)】
22年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：→(変わらず)】
23年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：→(変わらず)】
24年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：→(変わらず)】
25年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：→(変わらず)】
26年							178,800	161,600	149,800 【前年度比：→(変わらず)】
27年							180,800	163,600	151,800 【前年度比：↑(UP)】
28年	345,000 (町長比) 41.82% (大卒比) 188.22%	260,000 31.52% 144.61%	240,000 29.09% 133.48%	825,000	705,000	625,000	183,300	166,100	154,300 【前年度比：↑(UP)】
29年	359,000 (町長比) 43.52% (大卒比) 194.26%	285,000 34.55% 154.22%	263,500 31.94% 142.59%	825,000	705,000	625,000	184,800	167,600	155,800 【前年度比：↑(UP)】
30年	359,000 (町長比) 43.52% (大卒比) 193.22%	285,000 34.55% 153.39%	263,500 31.94% 141.82%	825,000	705,000	625,000	185,800	168,600	156,800 【前年度比：↑(UP)】
令和元	373,000 (町長比) 45.21% (大卒比) 199.25%	310,000 37.58% 165.60%	287,000 34.79% 153.31%	825,000	705,000	625,000	187,200	170,100	158,300 【前年度比：↑(UP)】
2年	373,000 (町長比) 45.21% (大卒比) 197.67%	310,000 37.58% 164.28%	287,000 34.79% 152.09%	825,000	705,000	625,000	189,700	171,700	160,100 【前年度比：↑(UP)】

正副委員長の固有任務 Cチーム

	項 目	委員長	副委員長	整理方向
議案審議	所管部署との打ち合わせ	◎		
	司会進行	◎		
	発言記録のメモ	○	◎	
	議事整理	◎		
	発言記録の整理		◎	
	委員長報告書の作成	◎	○	
	本会議での委員長報告原稿の作成	◎	○	
	本会議での委員長報告・口頭	◎		
	委員長報告への質疑への答弁	◎	○	
行政報告	所管部署との打ち合わせ	◎		
	正副委員長での相談	○	○	
	司会進行	◎		
	発言記録のメモ	○	◎	
	議事整理	◎		
	発言記録の整理	○	◎	
	休会中委員会活動報告書の作成	◎	○	
視察（管外研修を含む）	視察先の選定準備	◎	○	
	相手との連絡調整・事務局打ち合わせを含む	◎	○	
	視察計画書の作成	◎	○	
	視察視点などの整理・提案	◎	○	
	視点・日程などの委員会での確認、委員への通知	◎	○	
	視察先での対応・あいさつなど	◎	○	
	視察後委員会での進行・まとめ（各委員レポートのとりまとめなど）	◎	○	
	視察報告書の作成	◎	○	
	私費の徴収・支払い・清算・報告		◎	
委員会テーマ	テーマの選定作業	◎	○	
	論点整理の作業	◎	○	
	前回議論のまとめ作業	◎	○	
	必要な資料準備・講師招致	◎	○	
	提言案の作成	◎	○	
	提言書の作成・提出	◎	○	
その他	委員長会議への出席	◎		
	同会議への準備	◎		

◎ 主として ○ 補完的に

* 整理方向を出す前に、現状の確認も必要ではないか。

日時	議会名	視察項目	受入人数
H25年			
1月28日	埼玉県北葛飾郡杉戸町議会 新政クラブ	精華町災害ボランティアセンター設置事業について	3
2月6日	南山城村議会 総務厚生常任委員会	介護保険事業運営について	6
7月3日	岐阜県海津市議会 文教福祉委員会	災害時要配慮台帳の活用について	8
11月12日	宮城県利府町議会 日本共産党利府町議員団	精華町立図書館の利用状況や維持管理状況、住民からの意見要望等について	3
H26年			
1月22日	兵庫県多可町議会 全議員と事務局2名	庁舎・図書館複合施設新築について	16
4月18日	和束町議会 議運正副委員長と委員1名	ネット中継について	3
6月30日	大山崎町議会 広報編集委員会委員6名と事務局1名	議会広報発行の取組みについて	7
7月1日	東京都西多摩郡瑞穂町議会 自民新政会4名	町村への権限移譲について	4
8月6日	神奈川県三浦郡葉山町議会 日本共産党ほか3名	福祉コミュニティ、地域コミュニティについて	3
8月6日	京都府町村議会議長管内行政視察研修	関西文化学術研究都市見学	22
H27年			
7月30日	徳島県三好市議会 広報編集委員会委員	議会広報発行の取組みについて	7
8月17日	福井県大野市議会 議会だより編集委員会	議会だよりの編集方法と紙面レイアウトの工夫 精華中学校コミュニティ協議会について シニア スクール	5
8月20日	愛知県東郷町議会 会派7名	議会広報編集視察	7
10月1日	福岡県筑紫野市議会 広報委員会	地域福祉ドットコム	6
10月8日	神奈川県山北町議会	議会だよりの紙面づくりについて	15
10月21日	兵庫県福崎町議会 議会広報常任委員会	議会だよりについて	7
10月28日	福島県富岡町議会 議会報編集特別委員会	議会広報発行の取組みについて	7
10月28日	愛知県武豊町議会 議会だより特別委員会	災害時における議会の対応について	8
11月9日	奈良県斑鳩町議会 議会運営委員会	地域福祉について	10
11月20日	長野県生坂村議会		10
H28年			
(1月15日	奈良県上牧町 議員1名	京町セイカについて	1
2月17日	和歌山県かつらぎ町議会 議会広報編集特別委員	議会広報の編集について	8
2月18日	福岡県筑後市議会 ちくご市議会だより編集特別委員	議会だよりの編集について	7
(2月23日	宮城県七ヶ浜町議会 議員有志	福祉課関係 地域コミュニティ)	5
4月25日	京都府舞鶴市議会 議会報編集委員会	議会だよりの編集について	8
(5月27日	神奈川県小田原市議会 議員1名	総合窓口課 経緯・プロセス・現状等)	1
6月7日	京都府福知山市議会 広報広聴委員会	議会だよりの編集について	9
8月2日	岡山県浅口市議会 広報特別委員会	議会だよりの編集について	9
9月2日	東京都荒川区議会	人を育み未来をひらく「学園都市精華町」の取組みについて	14
10月20日	埼玉県ふじみの市議会 総務常任委員会	統一的な基準による地方公会計制度の活用について	8
10月25日	山口県和木町議会 総務文教常任委員会	子どもの図書館の推進等図書館全般について	5
10月27日	岡山県瀬戸内市議会 議会広報編集特別委員会	議会広報のつくり方や編集全般について	11
10月31日	福岡県春日市議会 会派	まちの家計簿・事務事業評価について	3
11月9日	福岡県芦屋町議会 議会広報常任委員会	議会だよりの編集及び発行について	8
11月10日	鳥取県日吉津村議会 広報広聴常任委員会	議会広報誌の編集等について	6

日時	議会名	視察項目	受入人数
H29年			
1月19日	京都府宇治田原町長議会 新庁舎建設調査検討特別	議場、委員会室などの見学	15
2月15日	埼玉県北本市議会 会派	国際交流について	1
4月13日	熊本県天草郡苓北長議会 事務局長	議会改革について事務局がやるべきこと	1
7月5日	京都府宇治田原町議会 議会運営委員会	議会活性化の取り組みについて	8
7月10日	滋賀県愛荘町議会 教育民生常任委員会	学校建設(改築)事業について	9
7月10日	滋賀県愛荘町議会 教育民生常任委員会	健康づくり(せいか365プロジェクト)の取り組みについて	9
7月13日	兵庫県稲美町議会 議会運営委員会	議会活性化の取り組みについて 議員の防災活動について	10
7月19日	京都府京丹波町議会 議会活性化特別委員会	議会活性化の取り組みについて	10
8月3日	長野県宮田村議会 議会運営委員会	議会改革の取り組みについて	5
8月7日	三重県東員町議会 議会議会運営委員会※台風中止	議会改革について(事業評価の取り組み、議会報告会の取り組み)	8
8月22日	島根県隠岐の島町議会 総務教育民生常任委員会	「せいか365」プロジェクトの取り組みについて	8
8月24日	徳島県北島町議会 全議員(議会改革推進特別委員会)	議会改革について	11
8月24日	福岡県みやこ町議会 全議員(議会改革調査特別委員)	議会改革、議会活性化等について	19
10月2日	長野県飯島町議会 広報常任委員会	議会広報の取り組みについて	6
10月3日	京都府和東町議会 議会運営委員会	通年議会について	8
10月4日	大分県日出町議会 議会運営委員会	議会改革と議会活性化について	8
10月4日	広島県海田町議会 議会運営委員会	議会運営について	11
10月4日	宮崎県五ヶ瀬町議会 副議長、議運副委員長	議会改革の取り組みについて	2
10月11日	静岡県清水町議会 民生・文教委員会	福祉コミュニティの形成について	10
10月19日	島根県雲南市議会 議会広報広聴特別委員会	議会報告会を含む広聴活動の取り組みについて	9
10月19日	鹿児島県長島町議会 全議員	議会活性化について	16
10月23日	岐阜県羽島市 総務常任委員会※延期平成30年1月1	地方公会計制度の活用について	7
10月23日	埼玉県幸手市議会 杉戸町議会 会派合同研修	スマホ活用による認知症高齢者の捜索について	4
10月25日	徳島県松茂町議会 全議員	議会活性化の取り組みについて	13
10月26日	神奈川県葉山町議会 教育民生常任委員会	地域福祉の推進に向けた取り組みについて 地域福祉センター「かしのき苑」について	8
10月30日	福岡県糟屋地区議長協議会	議会活性化の取り組みについて	9
11月6日	群馬県町村議会議長会	議会活性化方策について 通年議会の状況について	14
11月10日	福岡県小竹町議会 議会改革調査特別委員会小委員	議会活性化の取り組みについて	7
11月10日	宮城県加美町議会 全議員	議会改革について	21
11月14日	群馬県大泉町議会 議会運営委員会	政策提言と自由討議について	10
11月15日	福井県永平寺町議会 全議員	議会改革について	17
11月16日	広島県北広島町議会 総務常任委員会	精華町議会の取り組みについて	7
11月21日	群馬県吉岡町議会 予算決算常任委員会	予算決算常任委員会の審査運営状況について	9
11月22日	岡山県津山市議会 広報常任委員会	議会だより作成の編集・企画について	8
11月22日	長崎県時津町議会 議会広報編集特別委員会	広報常任委員会の活動内容について	8
H30			
1月15日	福岡県新宮町議会 議会運営委員会	議員報酬の改定・通年議会・提言機能の育成、強化の促進等について	6
1月19日	岐阜県羽島市議会 総務常任委員会	地方公会計の活用について	7
2月1日	鹿児島県町村議会議長会	議会改革・活性化のためのこれまでの取り組みと今後の課題について	9
2月6日	京都府久御山町議会 議会運営委員会	通年議会について	9

日時	議会名	視察項目	受入人数
4月19日	広島県竹原市議会 議会運営委員会	議会改革について	8
4月26日	石川県中能登町議会 全議員	議会活性化の取り組みについて	15
7月24日	兵庫県丹波市議会 議会運営委員会	議会改革について	10
7月24日	神奈川県町村議会議長会	議会活性化への取り組み	17
8月8日	京都府南山城村議会運営委員会	議会報告会の運営について	8
10月9日	奈良県平群町議会 全議員	議会改革、議会活性化についての取り組み	15
10月10日	熊本県長洲町議会 議会運営委員会	議会活性化等の取り組み	8
10月17日	岩手県町村議会議長会	議会活性化について	36
10月30日	静岡県町村議会議長会	議会改革、議会活性化の取り組み	12
11月1日	京都府久御山町議会事務局	通年議会について	3
11月6日	長崎県町村議会議長会 事務局長	議会活性化の取り組みについて	6
11月13日	愛媛県新居浜市議会 企画総務委員会	行政評価について	1
11月15日	福井県おおい町議会 議会運営委員会	議会改革・活性化についての取り組み	8

H31

1月16日	宮城県大和町議会 議会運営委員会	議会改革全般	9
2月6日	岡山県高梁市議会 議会広報公聴特別委員会	議会報告会(意見交換会)、議会だより	9
5月29日	宮城県南三陸町議会 民生教育常任委員会	指定管理者制度導入の経緯と協議の状況	6
7月9日	北海道登別市議会 市民・前進(会派)	公会計の取り組みについて	7
7月11日	山梨県町村議会議長会	議会改革・活性化の取り組み	30
8月5日	埼玉県鴻巣市議会 公明党(会派)	議会改革についての取り組み	4
8月6日	福島県川俣町議会 予算常任委員会、決算常任委員会	予算決算常任委員会の審査方法、内容	15
8月19日	新潟県魚沼市議会 しんせいクラブ会派)	事務事業評価の取組について	3
10月9日	佐賀県町村議会議長会	議会改革・活性化のためのこれまでの取組と今後	12
10月10日	愛知県東浦町議会 議会運営委員会	議会改革の取組	8
10月31日	群馬県千代田町議会	議会改革、活性化の取組	14
10月31日	宮城県柴田町議会 文教厚生常任委員会	せいか365プロジェクトについて	7
11月7日	沖縄県北中村議会	議会活性化の取り組みについて	7
11月8日	東京都福生市議会 公明党(会派)	新公会計制度について 健康増進対策事業「健康づくりプロジェクト」の 取り組み 妊娠・出産にかかる切れ目のない支援事業内 容について	4
11月13日	青森県おいらせ町議会 産業民生常任委員会		7
11月26日	福岡県町村議会議長会	議会改革、活性化の取組	13

令和2年

1月24日	大阪府田尻町議会 議会運営委員会	議会活性化について	7
1月29日	群馬県榛東村議会 議会基本条例調査検討特別委員、議会基本条例 運用の際の課題・問題点について		13
2月6日	愛知県豊山町議会 総務文教委員会、福祉建設産業課	議会活性化について	11

